○国土交通省令第百十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第三項第六号（同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第五十条第一項並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三十九条の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の六**　法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨 十　（略） （法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十九条の二の五**　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨 十　（略）	（法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の六**　法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） （新設） 九　（略） （法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十九条の二の五**　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） （新設） 九　（略）

様式第九号（第十九条関係）

別記様式第九号を次のように改める。

標　　識

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 知事　（　　）第　　号
免許有効期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	（宅地建物取引業に従事する者の数　　人）
主たる事務所の所在地	電話番号（　　）

25cm以上

35cm以上

備　考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。